

評議員に対する報酬に関する規定

社会福祉法人かつぎ会

(趣旨)

第1条 社会福祉法人かつぎ会の評議員についての報酬及び費用代償の額並びに支給方法については、この規定の定めるところによる。

- 2 評議員の勤務形態に応じ、不当に高額なものとならないようにする。
- 3 この規程は公表するものとする。

(総額)

第2条 評議員に対する報酬の総額は1,000,000円以内とする。

(報酬)

第3条 評議員の報酬は次のとおりとする。

- 2 評議員会出席の都度10,000円とする。
- 3 評議員として各施設への視察などで出向いた場合は10,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は(報酬)第3条により勤務した場合にその都度現金で支給する。

- 2 受領した場合は受領書に署名若しくは押印しなければならない。

(費用弁償)

第5条 評議員がその職責を全うするために旅行したとき、その旅費に係る費用は別に定める職員旅費規程に準じて費用代償として旅費を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の審議を得て、評議員会において定める。

附則

この規程は昭和63年 4月 1日から適用する。

この規程は平成11年 4月 1日から適用する。

この規程は平成17年12月15日から適用する。

この規程は平成27年 5月23日から適用する。

この規程は平成29年 4月 1日から適用する。

この規程は令和 元年 7月 1日から適用する。